

ぶんきょうくしょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょう 文京区障害者による情報の取得及び利用

なら いしそつう そくしん かん じょうれい 並びに意思疎通の促進に関する条例

れいわ ねん がつついたちせこう
(令和6年4月1日施行)



もく てき 目 的

じょうれい しょうがいしゃ じょうほう じゅうぶん しゅとく およ りょう なら
この条例は、障害者が情報を十分に取得し、及び利用し、並びに
えんかつ いしそつう はか そくしん きほんてき かんが かた さだ
円滑に意思疎通を図ることを促進するための基本的な考え方を定め、
ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ せきむ ぶんきょうく とりく きほんてき じこう あき
文京区、区民、事業者の責務や文京区の取組みの基本的な事項を明らか
にすることにより、
すべ ひと しょうがい うむ あんしん く
全ての人々が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすこ
とができる地域社会を実現することを目的に作りました。

きほんりねん 基本理念

しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよびりょうならび いしそつう そくしん
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進

かん きほんてき かんが かた いか
に関する基本的な考え方は以下の3つです。

- しょうがいしゃ かのう かぎ しょうがい とくせい おう じょうほう
1 障害者は、可能な限り、それぞれの障害の特性に応じた情報の
しゅとくおよ りょうなら いしそつう しゅだん てきせつ せんたく
取得及び利用並びに意思疎通の手段を適切に選択することができな
ければならないこと。
- しょうがいしゃ かのう かぎ しょうがいしゃ もの しゅとく じょうほう どういつ
2 障害者は、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一
ないよう じょうほう どういつ じてん しゅとく
の内容の情報を同一の時点において取得することができなければなら
ないこと。
- すべ ひと しょうがい うむ そうご そんちょう
3 全ての人々は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければなら
ないこと。

せきむ 責務

ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ せきむ いか
文京区、区民、事業者の責務はそれぞれ以下のとおりです。

- ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ くに およ ちほうこうきょうだんたい たかんけいきかん
文京区 区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関
とう きょうりょく きほんりねん もと しさく すいしん
等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進する。
 - く みん きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりょく
区 民 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力す
るよう努める。
 - じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりょく
事業者 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力する
よう努める。
- じぎょうしゃ じぎょうかつどう きほんりねん もと
事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、
しょうがいしゃ ひつよう じょうほう じゅうぶん しゅとく およ
障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び
りょう なら えんかつ いしそつう はか つと
利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるも
のとする。

く しさく 区の施策

ぶんきょうく すいしん おも しさく いか
文京区が推進する主な施策は以下のとおりです。

- しょうがいしゃ じょうほう しゅとく およ りょうなら いしそつう そくしん かん
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する
しさく
施策
- しょうがいしゃ じょうほう しゅとく およ りょうなら いしそつう しゅだん ふきゅう
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の普及
およ けいはつ かん しさく
及び啓発に関する施策
- しょうがいしゃ じょうほう しゅとく およ りょうなら いしそつう しえん おこな
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援を行う
もの かくほ ようせい およ ししつこうじょう しさく
者の確保、養成及び資質向上のための施策

